

【現 行】

【改 訂 後】

第1編 共通編

第1編 共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様 書	指示・承諾等を要する 事 項	
細別	内 容					
第1章 総則						
総則	工事の一時中止	3.基本計画の作成	承諾	施工中	1-1-13	施行を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて提出し、承諾
	<新設:「第3編 土木工事共通編」から編入>					
	<新設:「第3編 土木工事共通編」から編入>					
	工事中の安全確保	10.安全教育・訓練等の記録	把握	施工中 施工後	1-1-26	安全教育および安全訓練の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示
		15.災害発生時の応急処置	受理	施工中		災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡
		16.地下埋設物等の調査	受理	施工前		工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告
		17.不明の地下埋設物等の処置	受理	施工中		施工中、管理者不明の地下埋設物等が発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない
		18.地下埋設物等損害時の措置	受理	施工中		地下埋設物等等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない
		19.架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策	受理	施工前		架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず監督員へ報告。
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
鉄筋工	継手	1.一般事項	承諾	施工前	3-7-5	設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
		4.継手構造の選定	把握	施工前		鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径および施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
	<新設>					
ガス圧接	ガス圧接	1.圧接工の資格	承諾 把握	施工前	3-7-6	ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示
		2.施工できない場合の処理	協議	施工前		鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様 書	指示・承諾等を要する 事 項	
細別	内 容					
第1章 総則						
総則	工事の一時中止	3.基本計画の作成	協議	施工中	1-1-13	施行を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて提出し、協議
	工事中の安全確保	4.使用する建設機械	承諾	施工中	1-1-26	土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾
		6.架空線等事故防止対策	受理	施工前		架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず監督員へ報告
		13.安全教育・訓練等の記録	把握	施工中 施工後		安全教育および安全訓練の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示
		18.災害発生時の応急処置	受理	施工中		災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡
		19.地下埋設物等の調査	受理	施工前		工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告
		20.不明の地下埋設物等の処置	受理	施工中		施工中、管理者不明の地下埋設物等が発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない
	21.地下埋設物等損害時の措置	受理	施工中	地下埋設物等等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない		
	<削除>					
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
鉄筋工	継手	1.一般事項	承諾	施工前	3-7-5	設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
		4.継手構造の選定	把握	施工前		鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径および施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
	8.機械式鉄筋継手	承諾 協議	施工前	施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写真について監督員の承諾 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議		
ガス圧接	ガス圧接	1.圧接工の資格	承諾 把握	施工前	3-7-6	ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示
		2.施工できない場合の処理	協議	施工前		鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議

【現 行】

【改 訂 後】

第3編 土木工事共通編

細別	確認事項 内 容	監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様 書	指示・承諾等を要する 事 項	
第1章 総則						
総則	監督員による段階確認及び立合等	1.立会願の提出	受理	施工前	設計図書に従って監督員の立合が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出	
		6.段階確認	受理	施工前	事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に提出	
			受理	施工後	監督員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督員へ提出	
	7.段階確認の臨場	把握確認	施工後	設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認		
	数量の算出	2.出来形数量の提出	受理	施工後	1-1-7	出来形測量の結果を基に、工事数量総括表及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提出
	工事中の安全確保	3.使用する建設機械	承諾	施工中	1-1-8	土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾
4. 架空線等事故防止対策		受理	施工前	架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず監督員へ報告		
提出書類	1.一般事項	受理指示	施工前	1-1-11	提出書類を工事請負契約関係の様式等に基づき、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない	
創意工夫		受理	施工後	1-1-12	自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出	
第2章 一般施工						
一般舗装工	アスファルト舗装工	3.セメント及び石灰安定処理の規定	承諾	施工前	2-6-7	施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾
			承諾	施工前		実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略
			承諾	施工前		「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾
			承諾	施工前		監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。
			承諾	施工前		路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議

第3編 土木工事共通編

細別	確認事項 内 容	監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様 書	指示・承諾等を要する 事 項	
第1章 総則						
総則	監督員による段階確認及び立合等	1.立会願の提出	受理	施工前	設計図書に従って監督員の立合が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出	
		6.段階確認	受理	施工前	事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に提出	
			受理	施工後	監督員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督員へ提出	
	7.段階確認の臨場	把握確認	施工後	設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認		
	数量の算出	2.出来形数量の提出	受理	施工後	1-1-4	出来形測量の結果を基に、工事数量総括表及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提出
	提出書類	1.一般事項	受理指示	施工前	1-1-5	提出書類を工事請負契約関係の様式等に基づき、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない
創意工夫		受理	施工後	1-1-6	自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出	
< 削除:第1編 共通編へ編入 >						
第2章 一般施工						
一般舗装工	アスファルト舗装工	3.セメント及び石灰安定処理の規定	承諾	施工前	2-6-7	施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾
			承諾	施工前		実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略
			承諾	施工前		「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾
			承諾	施工前		監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。
			承諾	施工前		路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議

【現 行】

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様 書	指示・承諾等を要する 事項
細別	内 容				
第2章 舗装					
標識工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して、監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前	
	材料	6.文字・記号等	承諾	施工前	2-9-2 標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾
区画線工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前	
	区画線工	2.区画線の指示方法	指示	施工前	2-10-2 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工
第14章 道路維持					
舗装工	標識工	6.標識板の文字・記号等	承諾	施工前	14-7-2 標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾
第16章 道路修繕					
標識工	材 料	6.標識板の文字・記号等	承諾	施工前	16-9-2 標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾

【改 訂 後】

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様 書	指示・承諾等を要する 事項
細別	内 容				
第2章 舗装					
標識工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して、監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前	
	材料	6.文字・記号等	承諾	施工前	2-9-2 標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(国土交通省、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾
区画線工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前	
	区画線工	2.区画線の指示方法	指示	施工前	2-10-2 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工
第14章 道路維持					
舗装工	標識工	6.標識板の文字・記号等	承諾	施工前	14-7-2 標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(国土交通省、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾
第16章 道路修繕					
標識工	材 料	6.標識板の文字・記号等	承諾	施工前	16-9-2 標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(国土交通省、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾